



運動会終了！ご協力ありがとうございました

10月9日、保護者の皆様に見守られる中、運動会を開催しました。緊急事態宣言が明けて間もない時期、また、桑名郡市小学校では最も早い開催ということもあり、何かとご心配をおかけしたのではないのでしょうか。昨年度同様、時間短縮と接触の少ない種目への変更を講じての開催でしたが、児童は練習・準備段階からとても積極的に取り組んでいました。コロナ禍で何かと規制は多いのですが、「やれることを全力でやる」という意識が児童から伝わってきた取組でした。当日の児童の姿を見ていまして、徒競走では誰一人として途中で諦めず、団体競技では声をかけながら協力し、全校ダンスでは笑顔で表現していました。色別リレーでは接戦もありましたが、中には差がついてしまったレースもありました。そんなレースになってしまっても、「勝負はついているかも知れないけど、自分の責任はきっちり果たす」と言わんばかりに全力を尽くす姿がありました。半日開催の中で、こんな素晴らしい姿を幾度も見ることができ、とても充実した運動会になりました。

また、PTA役員、体育部員、5年協力の方々には前日準備から当日の片付けまで、多岐にわたってお世話になりました。さらに、係ではない参観者のみなさまにも、テント撤収やサッカーゴールの再設置等に積極的に支援していただきました。自分の仕事ではないと言って帰宅されても仕方ないところですが、「我が子が通う学校のために」といって一歩踏み出してくれる保護者が多いのが伊曾島地区の素敵なおところです。本当にありがとうございました。

11月は「いじめ防止強化月間」です

三重県では、「**三重県いじめ防止条例**」が制定されており、4月と11月を「いじめ防止強化月間」としています。本校でも11月にピンクシャツ運動を実施するなど、いじめ防止に向けた取組を行っていきます。さて、一昨年の学校だよりにも掲載した内容ですが、三重県いじめ防止条例の「大人の役割」に関する条文について紹介します。

第7条 学校及び学校の教職員の責務

- ◆児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。
- ◆全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図ります。
- ◆児童生徒が主体的かつ自主的に行ういじめの防止に関わる活動を支援します。
- ◆児童生徒や保護者に対し、いじめの防止等の重要性を理解してもらうための啓発等を行います。

第8条 保護者の責務

- ◆監護する児童生徒に対し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むとともに、規範意識を養うための指導等を行うように努めます。
- ◆監護する児童生徒の話を聞き、様子を見守り、いじめを受けた場合は、適切に保護します。
- ◆学校等が行ういじめの防止等のための措置に協力するように努めます。

第9条 県民及び事業者の役割

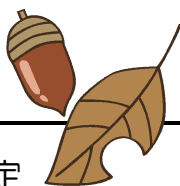
- ◆児童生徒を見守り、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる環境づくりに努めます。
- ◆いじめを発見した場合やいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、学校やいじめの防止等に関係する機関等に情報を提供するように努めます。

上記から、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担いつつ、互いに連携することが大切であることがわかります。児童生徒が、学校・家庭・地域社会で見せる姿は、それぞれ違って当たり前です。だからこそ、変化に気付いたときに大人同士が連携することが必要なのです。いじめを起こさないため、たとえ起こっても適切に対応するため、大人同士の対話を大切にしたいですね。

【裏面に11月予定が掲載されています】

11月

の予定



月	火	水	木	金	土	日
1	2 SC 5年社会見学 6年情報教育	3 ＜文化の日＞	4 SHP	5	6	7
8 なかよし	9 SHP JTE	10	11 1, 2年社会見学	12 児童集会 ※長島町人権講演会 14:30分図下校	13 和く輪く 農園	14
15 ピンクシャツ運動 (~19日)	16 SC JTE	17 観劇会 委員会 ※学校運営協議会	18 SHP PC	19 5年情報教育	20	21
22 長島幼稚園交流会(1年)	23 ＜勤労感謝の日＞	24 SHP 人権フォーラム	25 ロードレース記録会 人権の花集会	26 ロードレース予備日	27	28
29 なかよし	30	◎ロードレースに先立って、「風の子運動」を実施します。具体的な開始期日や連絡については各学年よりいたします。				

伊曽島小ホームページのURL <http://www.kuwana-c.ed.jp/isojima-e/>
 ・学校の様子や行事予定について随時更新しております。ご活用ください。